

資料 1

里親制度の概要

平成26年11月 6 日 児童家庭課

1 制度の趣旨

家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図る。

2 里親の種類

種類	概要
(1) 養育里親	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であって、都道府県知事が適当と認めるもの
(2) 専門里親	省令で定める養育里親であって、次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童 ③身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童
(3) 養子縁組を希望する里親	要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するもののうち、都道府県知事が適当と認めるもの
(4) 親族里親	要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病等による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が適当と認めるもの

3 里親認定の要件

種類	要件
(1) 養育里親	<p>①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>②経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）。</p> <p>③都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること。</p> <p>④里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人(同居人にあつては除く。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)又は政令第35条で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p>
(2) 専門里親	<p>①(1)の①から④までのすべてに該当すること。</p> <p>②次の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。</p> <p>イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。</p> <p>ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。</p> <p>③専門里親研修を修了していること。</p> <p>④委託児童の養育に専念できること。</p>
(3) 養子縁組を希望する里親	<p>①(1)の①、②及び④までのすべてに該当すること。</p> <p>②養子縁組によって養親となることを希望する者であること。</p>
(4) 親族里親	<p>①(1)の①及び④に該当すること。</p> <p>②要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。</p> <p>③要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。</p>

4 里親認定等の手順

- ① 里親となることを希望する者は、児童相談所を經由して知事に申請書を提出する。
- ② 児童相談所は、里親希望者に対し、厚生労働省告示に基づき必要な研修を実施する。
- ③ 児童相談所長は、申請があった場合、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を添付して知事に送付する。
- ④ 知事は、速やかに認定の適否について児童福祉審議会の意見を聴く。
- ⑤ 知事は、認定又は認定しないことの決定を行い、里親希望者に通知する。
- ⑥ 知事は、認定後、養育里親名簿に登録する。

5 里親への委託

児童の委託は、登録を受けた里親に対して行う。

また、その場合は、児童又はその保護者等の意見を十分聴き、里親と児童の調整を十分に行ったうえで当該児童に最も適合する里親に委託する。

6 里親登録及び委託児童の状況（平成26年10月末現在）

登録里親数※ ¹				児童を委託している里親数	里親に委託している児童数		
養育里親	専門里親	養子縁組希望里親	親族里親		男	女	計
47人 (26組)	3人 (2組)	14人 (7組)	11人 (7組)	19組	20人	7人	27人

※1 養育里親には専門里親と養子縁組希望里親の重複を含む

	事業者数	定員	入所者数
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) ※ ²	3	16人	9人

※2 小規模住居型児童養育事業とは、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の省令で定める者の住居において養育を行う事業をいう。